

## 支給の申請ができる事業主

1. 労働保険適用事業主であること。(規模は問いません。)
2. ◎「①」「②」「③」「⑤」「⑥」の支給申請における中小企業事業主の範囲は業種により異なります。(下記の「中小企業事業主の範囲」を参照)  
◎「④」の支給申請における中小規模事業主とは、常時雇用する労働者の数が300人を超えない事業主のことです。
3. ◎「①」「②」「③」「⑤」「⑥」の支給申請においては、制度を新たに設けてから(就業規則または労働協約に規定することが必要)、2年以内に対象者が出ること。  
◎「④」の支給申請においては、制度を新たに設けてから(就業規則または労働協約に規定することが必要)、5年以内に対象者が出ること。
4. 正社員がいること。
5. 「①」「②」「⑤」は、対象パートタイマーの2分の1以上が、雇用保険被保険者であること。  
(「③」は、転換後の正社員が雇用保険及び社会保険の被保険者であること。「④」は雇用保険や社会保険に該当する場合、被保険者となること。)
6. ◎「①」「②」「③」「⑤」「⑥」と「④」の1人目の支給申請における第2回目は、第1回目の対象者が6ヵ月継続して雇用されている場合に支給します。  
◎「④」の2人目以降10人目までについては、短時間正社員になってから3ヶ月以上経過後、支給申請を行います。

中小企業事業主の範囲(①②③⑤⑥に適用されます)

業種	一般業種 (建設業・製造業等)	卸売業	サービス業	小売業 (飲食店を含む)
常時雇用する労働者	300人以下	100人以下	100人以下	50人以下
	または	または	または	または
資本金・出資金	3億円以下	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下

### ○中小企業事業主団体向け助成金：「均衡待遇団体助成金」

中小企業事業主の団体で、傘下事業主のパートタイマーと正社員の均衡待遇推進を目的として、パートタイマーの雇用管理の改善等の事業を実施する場合に、事業主団体を支援する助成金です。

本助成金の支給事務は(財)21世紀職業財団において行っています。手続など詳細については、同財団の地方事務所にお問い合わせください。

((財)21世紀職業財団のホームページ(<http://www.jiwe.or.jp>)に地方事務所の一覧が掲載されています。)

## 2. 中小企業雇用安定化奨励金

中小企業事業主が、有期契約労働者を正社員に転換する制度を就業規則等に新たに設けた上で、有期契約労働者の希望により、実際に正社員へ1人以上転換した場合、1事業主当たり35万円を支給します。

さらに、制度導入から3年以内に3人以上(母子家庭の母等を含む場合は2人以上)有期契約労働者を正社員へ転換した場合、1人につき10万円(母子家庭の母等は15万円)を10人まで支給します。

本奨励金につきましては、お近くのハローワークまでお問い合わせください。